

船橋市予備保育士（予備保育教諭）の雇用に要する費用交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、保育所等を経営する者（以下「経営者」という。）に対し、予備保育士（予備保育教諭）の雇用に要する費用（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、船橋市内に所在し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する日（土曜日を除く。）において、1日につき11時間以上の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うものをいう。

2 この要綱において「幼保連携型認定こども園」とは、認定こども園法第2条第7項に規定する認定こども園をいう。

3 この要綱において「地方裁量型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の3に規定する認定こども園をいう。

4 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる経営者は、船橋市私立保育所運営費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第63号）第3条、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条又は船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たす保育所

等であつて市長が適当と認める者とする。

(補助金の算定基準及び補助金の額)

第4条 補助金の算定基準及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に、市長が必要と認める書類を添えて、別表2に掲げる日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第63号）
第1号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第1号様式
- (3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第1号様式
- (4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第1号様式

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知するものとする。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第2号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第2号様式
- (3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第2号様式
- (4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第2号様式

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、すみやかに市長に請求しなければならない。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第3号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第 3 号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第 3 号様式
(交付の時期)

第 8 条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第 9 条 前条の規定により交付を受けた申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、市長に報告しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第 4 号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第 4 号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第 4 号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第 4 号様式

2 市長は、必要があると認められるときは、事業の執行の状況等に関し、申請者等から報告を求めることができる。

(額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知する。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第 5 号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第 5 号様式

(3) 地方裁量型認定こども園 船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第 5 号様式

(4) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第 5 号様式

(交付決定の取消等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

区分	補助金の算定基準	補助金の額
予備保育士（予備保育教諭）の雇用 に要する費用	毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2, 3, 6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士（保育教諭）であって市長が認めるもの3人以内	正規職員1人当たり月額226,700円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、それぞれ月額4.6月分を限度に加算する。
	毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2, 3, 6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士（保育教諭）のうち市長が認めるものであって、2歳児5人につき保育士（保育教諭）1人を配置する場合に追加で必要となるものの数以内。ただし、公定価格の算定に当たり1歳児配置改善加算が適用されない場合	

は、1, 2歳児5人につき保育士（保育教諭）1人を 配置する場合に追加で必要となるものの数以内。

別表 2

期別	申請期限
第1四半期（4． 5． 6月分）	7月15日
第2四半期（7． 8． 9月分）	10月15日
第3四半期（10． 11． 12月分）	1月15日
第4四半期（1． 2． 3月分）	3月31日